

# 令和2年 第8回農業委員会総会議事録

令和2年8月6日(木)

16時00分から16時45分まで

3階 大会議室

出席農業委員	11名	欠席	なし	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番	篠崎 隆	職務代理者	2番 阿部 三千里
	委員	3番	堀田 友紀恵	4番	安武 一明
		5番	松井 和行	6番	吉田 敬二
		7番	石川 賢一	8番	福田 誠
		9番	落石 好紀	10番	笠井 初男
		11番	堺 千賀子		
農地利用最適化推進委員		岩隈 和重(立花)		落石 廣孝(新宮)	
欠席者		なし			
事務局出席者		高木課長、亀井主幹、高野主査			
動議及び提出者氏名		なし			
議 題					
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。</p> <p>総会出席者数13名、農業委員出席者11名、欠席者ありません。定数に達しておりますので只今から8月の農業委員会総会を開会いたします。</p>				
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>2番阿部委員、11番堺委員議事録押印者任命。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p> <p>ここで利害関係者となる〇〇委員には一時退席願います。(〇〇委員退席)</p>				
事務局	<p>第1号議案農用地利用集積計画申出書について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積252㎡。利用権を設定する者、〇〇。利用権の設定を受ける者、氏名、〇〇。存続期間、令和2年11月1日から令和5年10月31日、借賃〇〇、作付け内容は水稻です。他1筆については、記載のとおりです。2筆合計826㎡についてです。2頁になります。申請地は、〇〇にある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。今回、新宮町で初めて中間管理事業を利用する事例となります。中間管理機構に農地を預け、今後は、機構が審査し責任を持って農業者へ貸代します。以上で説明を終わります。</p>				

会 長	何か意見はありませんか。地元から何かあればお願いします。
○番委員	中間管理事業を推進する意義、メリットは？利用権設定で良いのでは。
事務局	国として中間管理事業を推進しており、活用を求められているところです。中間管理事業を活用が要件の補助金事業もあります。しかしながら、新宮町では、農地の規模が小さく、面積要件等で活用できないことなどもあり、推進しづらい事業ではあります。農業者の意向を確認しながら、地域にあった事業の推進を行います。
推進委員	以前から、中間管理機構の担当者等から事業についての説明などはあっている。糟屋地区では、新宮町と粕屋町が事業を活用出来ておらず、国、県などからも事業推進の指導も受けており、今後も可能であれば事業推進は必要。
会 長	他に意見がなければ、農用地利用集積計画申出書について決をとります。 賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第2号議案について、事務局説明願います。 (〇〇委員入室)
事務局	第2号議案農用地利用集積計画申出書について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積3,221㎡。利用権を設定する者、住所、〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇。利用権の種類、使用貸借。存続期間、令和2年8月許可日から令和5年12月31日、借賃、なし、作付け内容はブロッコリー、キャベツ等です。1筆合計3,221㎡についてです。6頁になります。申請地は、〇〇にある農地で、〇〇との境になります。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。利用権の設定を受ける〇〇さんは、主に〇〇で営農されており、農業に精通しており問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か意見はありませんか。地元から何かあればお願いします。
○番委員	地元は問題ありません。
会 長	他に意見がなければ、農用地利用集積計画申出書について決をとります。 賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで可決されました。 引き続き第3号議案について、事務局説明願います。
事務局	第3号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。それ

	<p>では、9頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積360㎡。譲渡申請人、〇〇。耕作者同じ。譲受申請人、〇〇。契約の内容、贈与。用途都市計画、調整区域、農振計画、農用外。1筆合計360㎡についてです。10頁をご覧ください。申請地は、〇〇にある農地です。11頁に現況のわかる航空写真を、12頁に参考字図集合図を添付しております。申請者の〇〇さんは、家族で農業をされており問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。</p>
〇番委員	<p>特に問題ありません。</p>
〇番委員	<p>長男が譲り受けるのか。同居ではないが、家をたてる為の土地か。事務局はどう判断し、議案としているのか。</p>
事務局	<p>農業をされるということで確認していますので、家を建てる用地かどうかについてまでは確認していません。</p>
〇番委員	<p>同居はしていませんが、長男で農業を手伝っています。</p>
事務局	<p>贈与については過去からも、同居の定義や、後継ぎになるかなど、様々な判断基準があり、農業委員会の中で議論してもらっています。事務局としては、書類上不備がなければ、地元農業委員さんに確認してもらい、農業委員会に提案しています。</p>
事務局	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。引き続き第3号議案について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>第4号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。それでは、13頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積1,145㎡。譲渡申請人、〇〇。耕作者同じ。譲受申請人、〇〇。契約の内容、贈与。用途都市計画、調整区域、農振計画、農用地。1筆合計1,145㎡についてです。14頁をご覧ください。申請地は、〇〇にある農地です。15頁に現況のわかる航空写真を、16頁に参考字図集合図を添付しております。申請者の〇〇さんは家族で営農されており問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。</p>

○番委員	○○が譲受人であり、みかんを栽培されており問題ありません。
会 長	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。引き続き第5号議案について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案農地法第4条の規定による許可申請について説明します。17頁をご覧ください。土地の所在、○○、地目台帳田、現況畑、面積922㎡。所有者○○。転用届出者所有者に同じ。転用の目的貸資材置場。都市計画、調整区域、農振計画、農用外。他1筆については記載のとおりです。2筆合計935㎡についてです。18頁をご覧ください。申請地は、○○にある農地です。19頁に現況のわかる航空写真を、20頁に参考字図集合図を添付しております。21頁をご覧ください。計画図となります。申請地は、貸し資材置き場として整備します。町道高に合わせる為、30cm程度盛り土をします。雨水は勾配をつけ集水して既設排水口から水路へ放流します。町道との境界及び出入口については、都市整備課と協議しており、一部ガードレールの撤去を行います。給水、汚水もなく近隣農地への影響もありません。22頁が縦横断図となります。特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	何か意見はありませんか？地元委員から意見があればお願いします。
○番委員	事務局説明どおりです。特に問題ありません。
会 長	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法4条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで可決されました。</p> <p>引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>
事 務 局	<p>それでは報告案件、非農地証明について説明します。土地の所在、○○、地目台帳畑、現況宅地、面積79㎡。所有者住所、○○。証明願出人、相続人代表、○○。証明の根拠となる事由、昭和38年から住宅の敷地として利用されている土地で、20年以上宅地課税されている為。用途都市計画、調整区域、農振計画、農用外。調整区域ではありますが、○○地区地区計画内の土地となり、戸建の建築はできます。1筆合計79㎡についてです。24頁をご覧ください。申請地は、○○にある土地です。25頁に現況のわかる航空写真を、26頁に参考字図集合図を添付しております。申請地については、20年以上宅地敷地の一部として利用されていましたが、地目の変更がされず、登記地目が農地のままとなっており、今回地目変更登記をする為の申請となります。以上で説明を終わります。</p>

会 長	何か質問はありませんか。ないようであれば、その他について、事務局説明 願います。
事務局	その他について説明させていただきます。(別紙資料) ・新宮都市計画事業三代土地区画整理事業について説明
会 長	何か意見は。ないようであれば次回の日程調整を行います。 次回農業委員会は令和2年9月10日(木)16時00分から開催します。 これもちまして8月の農業委員会総会を閉会します。
事務局	全員起立、礼、お疲れ様でした。